

運 営 規 程

学校法人 聖ヶ丘学園
にじの風保育園

(施設の目的)

第1条 学校法人聖ヶ丘学園が設置するにじの風保育園（以下「当園」という。）が保育所として行う保育・教育の適切な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、当園を利用する小学校就学前の子ども（以下「利用子ども」という。）に対し、適正な保育・教育を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 当園は、良質な水準かつ適切な内容の保育・教育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指す。

- 2 保育・教育の提供にあたっては、子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進するため、利用子どもの意思及び人格を尊重して保育・教育を提供するよう努める。
- 3 当園は、利用子どもの属する家庭及び地域との結び付きを重視した運営を行うとともにその支援を行い、都道府県、市町村、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者、他の児童福祉施設その他の学校又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

(名称及び所在地)

第3条 当園の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 にじの風保育園
- (2) 所在地 横浜市鶴見区駒岡2丁目6番56号

(提供する保育・教育の内容)

第4条 当園は、児童福祉法、子ども・子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、保育所保育指針（平成29年告示）及び全体的な計画に沿って、乳幼児の発達に必要な保育・教育を提供する。

(職員の職種、員数及び職務内容)

第5条 当園が保育・教育を提供するにあたり配置する職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。ただし、職員の配置については、横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年12月横浜市条例第60号。以下「市設備基準条例」という。）で定める配置基準以上で、かつ、横浜市で保育を実施する上で望ましいとする職員配置基準を下回らない人数とする。なお、員数は、入所人数により変動することがある。

- (1) 施設長（園長）（常勤専従） 1人
施設長（園長）は、保育・教育の質の向上及び職員の資質の向上に取り組むとともに、職員の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 主任保育士（常勤専従） 1人
主任保育士は、施設長（園長）を補佐するとともに、保育計画の立案や教育・保育給付認定保護者から育児相談、地域の子育て支援活動及び保育内容について他の保育士を統括する。
- (3) 副主任保育士（常勤専従） 2人
副主任保育士は、施設長（園長）及び主任保育士を補佐するとともに、乳児グループ（0・1・2歳児クラス）若しくは幼児グループ（3・4・5歳児クラス）の連絡調整並びに意見調整を行い、必要に応じ保育業務に従事する。
- (4) 保育指導リーダー（常勤専従） 2人
保育業務に従事し、並びに保育士その他職員に対して、保育内容の改善及び充実のために指導及び助言を行う。
- (5) リーダー（常勤専従） 2人
保育業務に従事し、担当分野の研修を受講し、実践、報告を行う。
- (6) 保育士 6人
保育士は、保育計画及び保育課程の立案とその計画、課程に基づく全ての子どもが安定した生活を送り、充実した活動ができるよう保育を行う。
- (7) 事務・用務員 1人（常勤専従 1人）
事務・用務員は、当園の事務及び雑務を行う。
- (8) 嘱託医 1人
嘱託医は、当園の子どもの心身の健康管理を行うとともに、定期健康診断、職員及び教育・保育給付認定保護者への相談・指導を行う。
- (9) 嘱託歯科医 1人
歯科医は、当園の子どもの心身の健康管理を行うとともに、定期健康歯科診断、職員及び教育・保育給付認定保護者への相談・指導を行う。
- (10) 給食業者（保育食事提供業務委託契約による業務従事者）
 - イ 調理員 2人
調理員は、献立に基づく調理業務及び食育に関する活動を行う。
 - ロ 栄養士 1人（保育食事提供業務委託契約による業務従事者）
栄養士は、子どもの発達段階に応じた離乳食、乳児食、幼児食に係る献立を作成するとともに、当園全般の食育を行う。

（保育・教育を提供する日）

第6条 当園の保育・教育を提供する日は、月曜日から土曜日までとする。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、

12月29日から31日及び翌年1月1日から1月3日を除く。

(保育・教育を提供する時間)

第7条 当園の保育提供時間は、次のとおりとする。

(1) 保育標準時間認定に関する保育時間（11時間）

当園が定める次の時間帯の範囲内で、保育標準時間認定を受けた教育・保育給付認定保護者が保育を必要とする時間とする。

月～金 午前7時30分から午後6時30分までとする。

土 午前7時00分から午後6時00分までとする。

ただし、当園が定める保育時間（11時間）以外の時間帯において、やむを得ない事情により保育・教育が必要な場合は、当園が定める保育時間（11時間）から開所時間の間に延長保育を提供する。

(2) 保育短時間認定に関する保育時間（8時間）

当園が定める次の時間帯の範囲内で、保育短時間認定を受けた教育・保育給付認定保護者が保育・教育を必要とする時間とする。

月～金 午前8時30分から午後4時30分までとする。

土 午前8時30分から午後4時30分までとする。

ただし、当園が定める保育時間（8時間）以外の時間帯において、やむを得ない事情により保育・教育が必要な場合は、当園が定める開所時間から保育時間（8時間）の間に延長保育を提供する。

(3) 開所時間

当園が定める開所時間は、次のとおりとする。

月～金 午前7時00分から午後8時00分までとする。

土 午前7時00分から午後6時00分までとする。

(利用料その他の費用等)

第8条 教育・保育給付認定保護者は、教育・保育給付認定保護者の居住する市町村長が定める利用料を、その居住する市町村へ支払うものとする。

2 前項に定めるもののほか、別表に掲げる当園の教育・保育において提供する便宜に要する費用については、教育・保育給付認定保護者より実費の負担を受ける。

(利用定員)

第9条 利用定員は、次のとおりとする。

クラス	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
定員	6人	8人	10人	12人	12人	12人

なお、園庭及び保育室の最低基準面積以内に上記利用定員を超えて受け入

れることがある。

(利用の開始、終了に関する事項及び利用にあたっての留意事項)

第10条 当園は、市町村が行った利用調整により当園の利用が決定されたときかつ保育・教育の実施について委託を受けたときは、これに応じる。

2 当園の利用開始にあたり必要な事項を記載した書面により、当該利用子どもの教育・保育給付認定保護者とその内容を確認する。

3 当園の利用子どもが次のいずれかに該当するときは、保育・教育の提供を終了するものとする。

(1) 「子ども・子育て支援法施行規則」第1条の規定に該当せず、市町村が利用を取り消したとき。

(2) 教育・保育給付認定保護者から保育所利用の取消しの申出があったとき。

(3) 市町村が保育所の利用継続が不可能であると認めたとき。

(4) その他利用継続において重大な支障又は困難が生じたとき。

(緊急時等における対応方法)

第11条 当園は、保育・教育の提供中に、利用子どもの健康状態の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに利用子どもの家族等に連絡をするとともに、嘱託医又は利用子どもの主治医に相談する等の措置を講じる。

2 保育・教育の提供により事故が発生した場合は、区こども家庭支援課及び教育・保育給付認定保護者に連絡するとともに、必要な措置を講じる。

3 利用子どもに対する保育・教育の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(非常災害対策)

第12条 当園は、非常災害に関する具体的な計画を立て、防火管理者を定め、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、毎月1回以上避難及び救出その他必要な訓練を実施する。

(虐待の防止等のための措置)

第13条 当園は、利用子どもの人権の擁護及び虐待の防止等のため次の措置を講じる。

(1) 人権の擁護及び虐待の防止等に関する必要な体制の整備

(2) 職員による利用子どもに対する虐待等の行為の禁止

(3) 虐待の防止及び人権に関する啓発のための職員に対する研修の実施

(4) その他虐待の防止等のために必要な措置

- 2 前項第2号の虐待等の行為とは、「横浜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例（平成26年9月横浜市条例第48号。以下「市運営基準条例」という。）」第25条に規定する行為をいう。
- 3 当園は、保育・教育の提供中に、当園の職員又は養育者（教育・保育給付認定保護者等利用子どもを現に養育する者）による虐待を受けたと思われる利用子どもを発見した場合は、速やかに児童虐待の防止等に関する法律の規定に従い、区こども家庭支援課及び児童相談所等適切な機関に通告する。

（苦情対応）

- 第14条 当園は、教育・保育給付認定保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員等苦情受付の窓口を設置し、教育・保育給付認定保護者等に対して公表するとともに、苦情に対して必要な措置を講じる。
- 2 苦情を受け付けた際は、速やかに事実関係等を調査するとともに、苦情申出者との話し合いによる解決に努める。その結果、必要な改善を行う。
 - 3 苦情内容及び苦情に対する対応並びに改善策について記録する。

（安全対策と事故等防止）

- 第15条 当園は、安全かつ適切に、質の高い保育・教育を提供するために、保育安全マニュアルを策定し、事故等を防止するための体制を整備する。
- 2 事故等発生防止のための委員会の設置及び職員に対する研修を実施する。
 - 3 当園は、横浜市が策定する「保育所における食物アレルギー対応マニュアル」に則り、「にじの風保育園食物アレルギー対応マニュアル」を策定し、それに基づいて適切な対応に努める。
 - 4 当園は、事故等の状況及び事故に際して採った処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、振り返りを行い、再発防止のための対策を講じる。
 - 5 事故等については、必要に応じて保護者に周知するとともに、死亡事故並びに治療に要する期間が30日以上を負傷及び疾病を伴う重篤な事故（意識不明の事故を含む）については、区こども家庭支援課にも報告する。

（健康管理及び衛生管理）

- 第16条 当園では、子どもに対して、市設備基準条例に規定する利用開始時の健康診断及び少なくとも年に2回の定期健康診断並びに臨時の健康診断を、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に規定する健康診断に準じて実施する。
- 2 当園は、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、国の「保育所における感染症対策ガイドライン」及び横浜市園医の手引きに則り、衛

生管理を適切に実施し、感染症及び食中毒の予防に努める。

（教育・保育給付認定保護者に対する支援）

第 17 条 当園は、障害及び発達上の支援を必要とする子ども並びにその教育・保育給付認定保護者に対して、十分な配慮のもと保育及び支援を行う。利用子ども及び教育・保育給付認定保護者に対しては、成長に対する正しい認識ができるよう支援を行う。

2 当園は、教育・保育給付認定保護者の仕事及び子育ての両立等を支援するため、教育・保育給付認定保護者の状況に配慮するとともに、利用子どもの快適で健康な生活が維持できるよう、教育・保育給付認定保護者との信頼関係の構築及び維持に努める。

（業務の質の評価）

第 18 条 当園は、市運営基準条例第 16 条及び横浜市における保育所の業務の質の評価に関する要綱（平成 25 年 4 月こ保運第 3738 号）に規定する保育・教育の質の評価を行い、常にその改善を図り、保育・教育の質の向上を目指す。

2 保育士等の自己評価及び保育所の自己評価については、年 1 回は行い、保育所の自己評価については、その結果を公表する。

3 市運営基準条例第 16 条に規定する外部による評価については、横浜市福祉サービスの第三者評価を 5 年に 1 回受審し、その結果を公表する。

（秘密の保持）

第 19 条 当園の職員は、業務上知り得た利用子ども及び教育・保育給付認定保護者の秘密を保持する。

2 当園の職員は、地域子育て支援事業を利用した子ども及びその家族の秘密を保持する。

3 当園の職員は、連携施設を利用する子ども及びその家族の秘密を保持する。

4 当園の職員は、職員でなくなった後においても同様に秘密を保持する。

（記録の整備）

第 20 条 当園は、保育・教育の提供に関する次に掲げる記録を作成及び整備し、その完結の日からそれぞれの記録に応じて定める期間保存するものとする。

- | | |
|----------------------|--------|
| (1) 保育・教育の実施にあたっての計画 | 5 年間保存 |
| (2) 提供した保育・教育に係る提供記録 | 5 年間保存 |
| (3) 市町村への通知に係る記録 | 5 年間保存 |

- (4) 教育・保育給付認定保護者等からの苦情の内容等の記録 5年間保存
- (5) 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 5年間保存
- (6) 保育所児童保育要録 当該児童が小学校を卒業するまでの間保存

(登降園)

第21条 利用子どもの登降園については、原則として教育・保育給付認定保護者が付き添うものとする。

2 教育・保育給付認定保護者以外の者が付き添う場合には、事前に教育・保育給付認定保護者から付添者の登録があった者及び登降園の時間の連絡があった場合にのみ認めるものとする。

(欠席)

第22条 利用子どもが欠席する場合は、教育・保育給付認定保護者は口頭又は文書で施設長（園長）に届け出るものとする。

(規程の改正)

第23条 この規程を改正しようとする場合は、理事会の承認を得るものとする。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(別表)

1 保育・教育の提供に要する実費に係る利用者負担金

項目	内容、負担を求める理由 及び目的	金額
2号認定こどもに係る食材料 費（3歳児以上）	主食費 副食費	1,500円／月 5,300円／月
超過保育料（全園児）	事前登録外の超過時間利用料	100円／10分

2 延長保育料額（月額）

(1) 単価

基本単価	30分あたり 1,700円
10日以内利用	30分あたり 850円

※ 30分単位で算定します。

(2) きょうだい児減免

第2子	50%減免
第3子	100%減免

※ 保育料と同じきょうだい区分を適用します。

※ 計算後、10円未満の金額は切り捨てます。

(3) AB階層減免

AB階層	50%減免
------	-------

※ 計算後、10円未満の金額は切り捨てます。

※ 第2子かつAB階層減免対象者は75%減免です。

3 延長保育 間食・夕食代（月額）

	間食代		夕食代	
	11日以上利用	10日以内利用	11日以上利用	10日以内利用
A・B階層	1,280円	640円	3,850円	1,920円
C・D階層	2,560円	1,280円	7,700円	3,850円